

サービス付き高齢者向け住宅の計画を されている皆様へ

- 神奈川県建築行政連絡協議会(*1)よりお知らせ -

県内において平成23年11月24日(*2)より、神奈川県建築行政連絡協議会による「サービス付き高齢者向け住宅の取扱い」(*3)の運用をはじめています。

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録にあたり、有料老人ホーム該当確認通知書の「有料老人ホーム該当の有無」の項目が「該当する」の場合、建築基準法上も有料老人ホームに該当します。これに伴い、建築基準法上の手続きやバリアフリー法への適合が求められる場合がありますので、ご注意ください。

用途の判断にあたっては、計画地を所管している各特定行政庁の建築指導を行う窓口へご相談ください。ご相談の際には、事前に有料老人ホーム該当確認(*4)を行うようお願いします。

*1 神奈川県建築行政連絡協議会とは、神奈川県内における建築基準法に基づく建築行政を行う公共団体及び神奈川県内を業務区域とする指定確認検査機関から構成される建築基準行政の適正な運営を図ることを目的とする団体です。

*2 特定行政庁により適用時期が異なる場合があるため、各特定行政庁に確認が必要です。

*3 サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて

神奈川県建築行政連絡協議会 HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5720/>

*4 サービス付き高齢者向け住宅に係る有料老人ホーム該当確認について

行政庁	担当部署	電話番号
横浜市	横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢施設課	045-671-4117
川崎市	川崎市 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課	044-200-2454
相模原市	相模原市 健康福祉局 保険高齢部 高齢者福祉課	042-769-8354
横須賀市	横須賀市 福祉部 指導監査課	046-822-8411
上記以外	神奈川県 保健福祉局 福祉・次世代育成部 高齢施設課	045-210-4856

お問い合わせ先：神奈川県建築行政連絡協議会事務局（神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課）
電話番号 045-210-6244